

文化財保護行政の草分け(一)



小川 修 三

(奈良国立文化財研究所長)

我が国の文化財保護行政は漸く軌道に乗った感があるが、これには長い間の先覚者の苦心の積み重ねがあった。軌道に乗ったとはいえ、なお現実には幾多の困難が横たわっている。先覚者の歩いた道を振り返ってみることも意義があろうと考え、今まであまりふれられていない草分けの時代、明治初期の状況を紹介することとした。

文化財保護の第一声

文化財保護の公的な第一声は、意外にも維新の動揺まだ収まらぬ明治三年、外務省からあがっている。外務省は太政官に対して「集古館」を建設するよう建議したのである。ついで翌四年四月には、大学(文部省の前身)が同じ趣旨の建議を行った。大学の建議は言う。

近來世上では西洋諸国の実情を知らぬ人々が日新開化が先進国の風であると考え、新を尊び旧を厭い貴重な古器旧物が日に日に失われている。実は西洋諸国は古器旧物を尊び、その保存のために集古館を設け、時勢の沿革や制度文物の考証に備えているのである。我が国においても集古館を早急に建設して保存対策を講ずることが急務である。

もし現在の財政上直ちにこれが実現できないならば、時をうつさず歴世相伝の宝器や考古の徴証となるものを保護するよう、府藩県へ布告されたい。また専門家に命じ模写し集成する方途を講ぜられたい。

太政官は直ちにこの建議を容れ、翌五月には早くも布告を発し、古器旧物を厚く保護するよう指令している。布

目次

文化財保護の第一声
殖産興業政策と文化財の保護
文部省との訣別(以上本号)
内務省の博物館と社寺局
博物館の建設と町田の退任
町田久成から九鬼隆一へ

告は保護すべき古器旧物を三十一の部門に分け百四十余种を例示し、またこれらの品名、所蔵者を書上げ所轄庁に報告するよう求めている。この詳細な分類を見ると、大学の建議と同時に布告の準備が出来ていた感があるが、ともあれこの布告が我が国の文化財保護行政のはじまりであった。

太政官布告のもととなった外務省と大学からの建議の首唱者は町田久成という人である。その参謀には当時太政官少史として諸制度の取調に当たり、後に町田の下で専らその仕事を補佐した蜷川式胤という人がいたのである。大学の行った建議は、太政官布告の準備をまっけて行われたものとみてよからう。

町田久成は天保九年(一八三八)薩摩藩の家老の家柄に生まれた。若くし

て大目付となり、開明派の家老や側役であった大久保一蔵(利通)とともに藩の洋学校である開成所の設置をはかり、その学頭となった。慶応元年薩摩藩は秘かにイギリスに留学生を送った。町田はその学頭に選ばれ、森有礼、吉田清成ら十五名の俊英を率いて渡英している。この時パリで万国博覧会が開かれ、薩摩藩は幕府と別個に参加したが、彼はその開会式に参列している。

任を終えて帰国、新政府ができるや直ちに登用されて参与職となり外国事務掛を兼ねた。当時同職には後藤象二郎、寺島宗則、五代友厚、伊藤博文、井上馨、木戸孝允が名を列ねている。

明治二年外務省が発足し外務大丞(局長に相当)の職についたが、翌年大学大丞に転じた。当時の大学は大学南校(洋学)と大学東校(医学)の二つの国立学校と、この両校を監督するなどの行政的機能を持つ大学本校(文部省の前身)とから成っていた。町田は同僚の加藤弘之とともに大学本校にあって大学南校の管理に当たった。

この時南校の物産局の教授に田中芳男という旧幕時代の番書調所以来の物産学者がいた。幕府が慶応三年のパリ万国博覧会に参加した時にその仕事もしている。熱心な博物館創設論者で、

南校物産局にあって諸国の物産を集め博物館をつくる準備をしていた。彼の企図した博物館は自然史博物館と産業博物館を合せた性格を主体とするものであった。

大学本校にあって太政官から古器旧物保存の布告を出させることに成功した町田は、蜷川とはかつて自ら集古館の建設を実現しようとしていた。そして田中の構想を取り入れ、物産局を基盤として田中とともに総合的な博物館の建設に乗り出すのである。

古器旧物保存の布告が出た二か月後の明治四年七月、政府は大学を廃し文部省を設置した。本格的に教育行政を主管する省を置いたのである。大学本校を文部省とし、東南両校はその管轄下におかれた。文部卿に大木喬任が就任、これを補佐する文部大丞には、大学大丞の町田・加藤のほか田中不二麿が任命されている。同年九月、文部省に編輯寮と博物館が置かれた。博物館は南校の物産局を本省に移したものである。

近代学校制度の計画を立てようとする時点で、いち早く文部省に**博物館**という組織が置かれたことは意外の感があるが、これは博物館を設置しようとする町田の献策によるものであった。町田は本省事務のほか博物館を主管す

ることとなった

創設当初の文部省は大学本校があった旧幕府の昌平黉に置かれていたが、当時は湯島聖堂一帯のほか、今の東京医科歯科大学の敷地の一部を含め三万坪を占めていた。町田・田中は構内の聖堂大成殿を博物館の観覧場と定めた。

殖産興業政策と文化財の保護

明治四年の末、文部省は学校取調掛を任命して本格的に学制の起草にかかり、翌五年八月に頒布された。しかしその財政的裏付けは確定していないという状況にあった。従って当時の文部省には、町田の企図する博物館創設に對して力を割く余裕は物心両面ともになかったであろう。そこへ降ってわいたような幸運が舞いこんだ。

明治六年にオーストリアのウィーンで開かれる万国博覧会に、新政府が参加することをきめたのである。町田・田中は太政官におかれた博覧会事務局の主要なスタッフとして兼任を命ぜられ、博物館創設の仕事は万国博覧会の準備の仕事と並行して進められることとなった。五年一月には博覧会総裁の大隈参議が準備のため外国公使を伴い大成殿の博覧場を視察している。先進国にひたすら追つくべく努力し

ていた政府は、殖産興業を大きな旗印としており、この博覧会を機として産業の育成と輸出の拡大を図ろうとし、この博覧会のために乏しい財源の中から実に五〇万円の巨費を支出している。ちなみに当時の文部省の年間総経費は一六〇万円である。

町田らはこの絶好の機会を素志達成のために十二分に活用した。先ず博物館創設のために五年三月**文部省博物館**の名をにかけて大成殿で華々しい博覧会を開いた。この博覧会の開催の主旨には古器旧物保存の太政官布告の趣意を大きくかかげるとともに、万国博覧会出品のための品物をここに集める計画を立て、当初三〇〇円の博覧会予算を、万国博覧会準備の名目で一、五〇〇円に増額させている。博覧会は盛況をきわめ、日延べを重ねる状況であった。終了後は官員の休日である一六の日（一日、六日など一か六のつく日）を公開日と定めて常設の博物館を開館することに成功した。これが**わが国の博物館の創始**である。

一方ウィーンの万国博覧会は**古器旧物の本格的な実地調査**を促進する役割を果たした。太政官は五年三月、当時地方を所管していた大蔵省の官員を巡回させ、宝物取調書の提出の促進を図

る旨布告しているが、ついで実地に宝物の検査を行うこととなった。すなわち五年四月には博覧会事務局に對し華族が所持する物品の中「御国宝ニモ相成分」については将来博物館開館に備えて調査するよう命じ、五月には文部省に對して大和国東大寺倉庫をはじめ社寺所蔵の宝物検査のため官員を派遣するよう達した。

これらの宝物検査は町田の要請に基づいて行われたもので、万国博覧会準備という任務が加わったため、太政官からの経費の支出もあり、またかねて望んでいた正倉院の勅封庫が維新以後はじめて開封されることとなったのである。政府は国威発揚の意味もあって、伝統産業のほか古社寺や華族の宝物を万国博覧会に出品することとしたのである。

博物館開館後間もない五年五月から十月まで町田久成・蜷川式胤・内田正雄（「和蘭学制」の翻訳者）らは画師・写真師を伴って、神奈川・静岡・足柄各県と近畿の七府県の華族や古社寺の宝物検査を行った。町田はこの検査を単なる調査にとどめず宝物保存の施策を進める機会としたいと考え、出発に先立ち次の諸事項について太政官の決裁を仰ぎ、**権限の委任**を受けることとした。

一 宝物を確認し目録を作った後は猥りに散逸させぬよう命ずること。場合によっては管轄府県と協議し、宝物を封印すること。

二 宝物は相伝した現地に保存すること。ただし同品が数個ある時は博物館に移して公開すること。また模造を作成すること。

三 個人所有の宝物も点検すること。私有物であるから売却は止むを得ぬが、その際は博物館に問合せるよう命ずること。

四 正倉院宝物を調査し、場合によつては数日間公開すること。

五 京都・大阪に博物館、奈良に古物館を設ける準備をすすめるため各府県と協議すること。その場合は東京の博物館と有無相通ずるよう計画すること。

太政官はこれに対し、正倉院宝物の公開は今回は見合せること、博物館等の設置については経費について別途伺出ることの二つの条件を附して裁可した。調査以外にこれらの裁可を得た事項がどれだけ実行されたか明らかでない。しかし封印の実施・博物館への出品・模造製作・博物館設置準備等の諸施策、また布告以来の考えに基づく対象を個人にまで及ぼしていること、先買制の

原初形態を考えていることなど、宝物保護策の最初の姿を示す点で注目される。文化財保護行政の最初のプランがここに立てられたのである。なお規制の対象を個人にまで及ぼす考え方は、これ以後姿をひそめ昭和四年の国宝保存法によつてはじめて実現する。

文部省との訣別

町田・田中の構想した博物館は、ブリティッシュ・ミュージアムのように図書館を併せたものであり、特に田中の考えた博物館は町田の意図した古器旧物のほか天産関係・産業関係を含め、また動植物園や農業試験場を併せたものであり、博物館においてはこれらを管理しまた博物学関係の研究や書籍の刊行を行うという構想であった。この大構想は五年四月大木文部卿の決裁を了している。

博物館は早くから植物園等のために小石川薬園（現在の東京大学理学部附属植物園）を所有していたが、五年八月文部省内の旧大学講堂を書籍館と定め公開した。これがわが国近代図書館のはじまりである。町田らはこれらの大構想をまず湯島の文部省の中で実現しようとしていた。

五年四月文部省は湯島から常盤橋内

の旧津藩邸へ移転することを太政官に上申した。その上申は、先ず博物館の意義とその重要性から説き起し、現在地は博物館に最適であること、文部省はこのような広大な土地を必要とせず、むしろ太政官に近いところに移りたいというものであった。文部省跡地を博物館としたいという町田の考えに基づき、これを移転の大きな理由としている。ところが町田が宝物検査に出張している間に事情は急変した。六月に文部省は再度上申し、跡地には学制に基づく中学を設けたい、博物館もそのまま残しておきたいと言っており、結局は師範学校を急遽設立する必要が生じたため、文部省は裁可を得て津藩邸へ移転、九月には師範学校を文部本省跡に開校するに至った。

学制の確立が主要な任務である文部省は、卿の決裁は得たものの博物館に對する関心は極めて薄かった。また肝心の町田大丞自身が一旦は文部省跡地を博物館とするという文部卿から太政官への上申を出すことに成功したものの、宝物検査のために四か月以上も出張し、他の文部省事務を放擲しているという状況である。検査を終え帰京して間もなく町田は文部大丞の職を免ぜられ、文部省四等出仕として宝物検査

の事務の整理と博覧会事務に専念することとなった。

翌六年三月太政官は文部省の博物局・博物館・書籍館・小石川薬園を太政官に置かれていた博覧会事務局に合併する指令を発した。博物館と博覧会事務局の仕事は一体となつて行われており、両者を別に設置しておく必要がないという考え方に基づくものであろう。大木文部卿も博物館を手離すことに異存はなかった。町田がこの合併に積極的に動いたかどうかはわからないが、さすがに万国博覧会のための臨時的機関と考えられる博覧会事務局に吸収されるのに不安を感じたのか、町田、田中以外の職員は文部省の身分のままにしておくよう大木文部卿に願つて許されている。湯島の土地建物も文部省在籍のまま合併されたのである。

当時博覧会事務局は今の帝国ホテル周辺一帯一万七千坪に及ぶ旧藩邸跡におかれていた。博物館はここに移転して建物を増設し、また小規模ながら動植物園も設けた。以後明治十五年上野に移転するまで、資料の蒐集につとめ、常設展示のほか毎年特別展覧会も開き「内山下町博物館」の名で一般に親しまれた。書籍館は建物の都合で湯島に残されるが、のち浅草八幡堀に移転し

「浅草文庫」として公開されている。

博物館等が博覧会事務局に合併された直後、岩倉具視一行の欧米視察に同行していた文部大丞田中不二麿が帰国した。間もなく大木文部卿は参議に任ぜられ、卿が置かれず田中が三等出仕として省務を統轄した。田中は欧米における知見もあつてか、合併二か月後の六年五月に博物館・書籍館等の合併取止めを太政官に上申した。上申の理由は、この両館の目的は「生徒教育之需要ニ相備へ、傍ら他ノ人民開智ノ一端ニモ及ホス」もの、すなわち今でいう学校教育の傍ら社会教育を行う施設であり、博覧会事務とはもともと別個のもので、これがなくては教育上支障があるというものであつた。

この上申について太政官から意見を求められた町田は分離反対の意向を表明している。博物館等の任務は文部省の言うような教育のためという限定されたものでなく、もっと広い任務を持つものなのなのである。この直前に太政官職制の改正があり、博覧会事務局は正院外吏に所属する部課としてはつきり定められたこともあり、彼としてはこれを母体として大博物館建設を實現したいと考えたのである。教育中心の文部省に帰って冷遇されるより、

太政官の膝下にあつて画策する方がよいとしたものであろう。町田の考えた博物館、書籍館は教育施設というより文化施設、学術施設であり、また田中芳男の構想である勸業施設としての性格をも持つものであつた。

町田は分離反対の意見を述べるとともに、直ちに太政官に対して博物館の将来構想を示し、さらに博覧会事務局の名を博物館と改められたいと上申している。将来構想としては、博物館、書籍館を備えたブリテイッシュ・ミュージアムと、実用を主とするケンシントン博物館とに範を取り、さらに動植物園を備えた大博物館を、その最適地である上野公園に建設することが述べられている。

文部省は再三再四合併取止めを上申したが、太政官の許すところとならなかった。しかし木戸孝允が文部卿に任せられ、強硬に分離を上申し、一方で新たに大久保利通を卿とする内務省が新設されるに及んで漸く問題が解決した。八年二月文部省の博物書籍両館の名義と湯島の土地建物のみを文部省に返す、小石川薬園の植物は半分だけ返すという条件で分離が裁可となつたのである。

博物館、書籍館の実体は、新設の内

務省に移された。内務省は征韓論を契機として打出された内治優先の政策に基づき、当時強大な権限を持っていた大蔵省の権限の分割という意味もあつて設置されたが、岩倉の欧米視察の一員であつた大久保は、諸外国の実情をみて、新たな観点に立つ殖産興業政策をこの省において強力に押し進めようと思つてゐた。博覧会事務局は、勸業寮を持ち、また「記録古蹟等ノ保存」という仕事を所管する内務省に属するのが適當であるとされたのである。

町田はかつて薩摩藩にあつて共に開成所の建設を企てた大久保の下で仕事をする事となり、志をとげるために百万の味方を持つたと感じたであろう。博覧会事務局の名は、町田の希望通り「博物館」と改められ内務省の内部部局となつた。しかし間もなく内部部局として博物館の名はふさわしくないとされ、博物局と改められ、陳列所を博物館と称することとなつてゐる。

名義のみの返却をうけた文部省は新たに博物館と書籍館を湯島の地に再発足させたが、博物館は明治十年教育博物館の名で上野公園の現在の芸術大学美術学部地に開館する。今日の国立科学博物館の母体である。同館はその後新設の美術学校に敷地を譲り規模を

縮小して、東京高等師範学校の附属となるなど必ずしも順調な歩みを見せず、東京博物館として独立官制が公布されたのは大正十年である。これに対し書籍館は明治二十二年早くも東京図書館として官制が公布され、その後帝國議會でその拡張が決議されて三十三年には帝國図書館として上野に新築開館している。

一方内務省に移つた博物館はその後順調な歩みをとげる。この存在が文部省の博物館の成長を遅らせた一因でもあろう。逆に内務省の書籍館（浅草文庫）は後に内務省図書館に吸収されてしまい、町田の両館併存の構想は遂に實現しなかつた。

明治八年のこの博物館の分離は、その後長く博物館乃至博物館行政の二元化のもととなつたのである。

創設当時の文部省の最高首脳の一であつた町田久成が自ら推進した文化財保護の仕事もこの時文部省と縁が切れることとなつたのである。

(次号につづく)

*

*

*

文化財保護行政の草分け(二)



小川修三

(奈良国立文化財研究所長)

内務省の博物館と社寺局

博物館が内務省に移る直前の八年三月初め、奈良県内の有志が東大寺大仏殿回廊で開催する古器物の博覧会に正倉院の宝物の公開を願出た。県の上申をうけた、勅封を主管する宮内省は太政官に伺い、太政官は明治五年に調査を行った博覧会事務局の町田の意見をきいた上で許可している。この時博覧会事務局から蜷川以下が再度の調査に赴いているが、先に屏風に貼って整理した以外の古裂類を東京へ持帰り手入れることを許されている。

この公開に先立ち宮内省は太政官に対し、「正倉院の御物は従来東大寺で保護しているが、寺院制度の改革にともない将来の保存が慮られるので、この際所管の官庁を定められたい」と上申した。太政官は正倉院をはじめ勅封宝物の所管を内務省と定め、内務省の一局となった博物館がこれを所管することとなった。

ととなった。

この時勅封宝物の永世保存の方策を立てるよう命ぜられた博物館長の町田は、自ら起案して上申している。その中で正倉院については、現在の地は将来人家が接近するであろうから三倉のほかに完全な倉庫を造る必要があるという案を立てるとともに、正倉院以外の社寺の宝物の保存対策を上申した。

「近年社寺の変革衰微に伴い宝物が散逸しており、特に外国人が巨金を投じて買取っている状況も見られる。速やかに専門家を各地に派遣して調査し、目録を完備するとともに、貴重な宝物は官封する必要がある。そして将来は官封の単独又は共同の収蔵庫を造り、毎年博物館員が点検に赴く」という案である。この案は決裁を得ていないが、翌九年から各地へ宝物調査のため博物館職員が派遣されている。

明治四年の古器旧物保存の太政官布告のもととなった大学の建議のなかで、

目次

- 文化財保護の第一声
- 殖産興業政策と文化財の保護
- 文部省との訣別(以上前号)
- 内務省の博物館と社寺局
- 博物館の建設と町田の退任
- 町田久成から九鬼隆一へ
- (以上本号)

町田は誤った開化の風だけを古器旧物の散逸の原因としており、社寺側の原因をなぜかあげていない。しかし周知のように維新の際の政府の社寺政策のありが文化財を散逸させる大きな原因となっていたのである。

新政府は祭政一致の制に復することと定め、明治元年神祇官をおき神社をその本来の姿に復し祭祀を整備することを布告した。これにともない神仏分離に関する一連の布告や達しが出された。文化財に関しては神社地内の仏像・仏具の撤去があり堂塔もこれに含まれる。政府は仏教を排斥する意図はなかったが、時の勢いで廃仏棄釈の風がひろまり寺院の廃合するものも多く文化財の破壊に拍車をかけたのである。

一方時勢の変遷による社寺の経済力の低下に加え、四年五月には藩籍奉還の際未処理であった社寺領の土地私有の解決策として、社寺上知令が發布された。祭事法用に必需な境内地以外を

すべて官有地とすることとなったのである。社寺には十年間通減禄を支給する措置を講じたが、社寺の経済的窮迫は甚だしいものがあつた。

明治五年政府は神道国教の政策を転換して、仏教の力も積極的に活用して皇道宣布の運動を行うこととなった。神祇省を廃し、仏教や教派神道をも包括する教部省を設置した。教部省の時代に、社寺財産取締りの見地から、五年には寺院の仏器什物を簿冊に記載して備付けることを達し、六年には社寺の古来所伝の什物等の処分は教部省の許可を必要とするむねの太政官布告が出され、また官国幣社の古文書・宝物什器については詳細な目録を簿冊にして、教部省・地方庁・各社に備付ける旨の達しが出されている。しかし社寺からの宝物の散逸は後を絶たなかったのである。

明治十年政教分離の世論もあり、教部省は廃止され、その事務は内務省に引継がれて内務省社寺局が設置された。宝物等に関する社寺の取締りは社寺・博物館局で協議することとなり、博物館長の町田は早速先に述べた目録の完備・官封・年次検査・共同収蔵庫の設置等の案を社寺局長に協議している。しかし社寺局は町田の案に反対であつた。一般の所有物取締りとの均衡もあり町田の案は厳しきに過ぎる、各府県に適当な方法で規制させる方がよいという意見である。協議は中々はかどらなかつたが、明治十二年に至り社寺局

も賛成した官国幣社以外の社寺の宝物等の目録提出について内務省の達しが出されている。詳細な書式を示しており、たとえば、

一 文書 百年以上若クハ名家ノ筆ニ係ルモノニテ文書ト称スヘキ者ハ一々其目ヲ掲ケ選者筆者年月日寄付人并伝来ノ所由ヲ記ス

一 書画或ハ絵巻物 絹地紙地彩色墨画等ノ別ヲ記シ絵詞等記載方都テ前ニ準ス

といった形式である。つづいてこれらの物品を抵当とすることを禁ずる通達が出ている。

その間町田は社寺局の反対に対し熱心に自案の実現を目ざした。前記の通達の出る少し前の十二月五月、町田は社寺・図書・博物三局長連名の「社寺什宝永世保存之議」を發議し、遂に両局長の同意を得るに至った。図書局は古文書の所管局である。この發議の伺いの中で、各地方官は宝物が損滅散逸しないよう取締るばかりでこれを永世に保存することに着眼していないとし、国において積極策を講ずる必要があると述べている。そして現在の社寺の十中八九は衰頹しており、特に寺院の如きは堂宇が大破しても修理する費用がなく、このため廃寺や合併が相ついでいる。この勢いでは数年を経ずして「千載ノ古製ヲ考フ可キ」堂塔伽藍も姿を消し、什宝類も散逸するのは必然の勢いである。この際官において篤く保護しなければ救い難い状態になり痛

惜にたえないので、以下の保存方法を立てたとしている。

この考え方は従来の案が規制の強化に力を入れていたのに対し、社寺の窮迫に宝物の散逸の原因があることを正面に立てている点で一段の進歩を示している。保存方法は次の十ヶ条にわたっており、国費を支出する場合を明記している。

一 近畿地区を第一年次とする四年計画を立て、全国の社寺の宝物調査を行う。

二 宝物のうち重要なものを三段階にわけ、第一等品は官封し、社寺や府県の博覧会の時は県の官吏が、一回百日に限り開封する。

三 二三等の品は国幣社・中本山以上は当該社寺に委せ、末寺・塔頭は本寺と立合封印する。

四 箱櫃のない場合や破損している場合は、品物によって官費で製造、修理する。

五大 社寺の倉庫を仮に古物保存庫とし、近傍の官封品はここに集めて保存する。この際官費で倉庫の修繕をなし得る。

六 廃寺や安置場所のない場合は官封品以外も最寄の古物保存庫に収める。

七 二三等の品の売却も禁止するが、堂宇維持のため止むを得ぬ時は内務省で買上げ博物館に保存する。

八 四年ごとに官員を派遣して目録と対照する。

九 断碑石棺類その他名状すべからざる古器物は地方官で保管又は博物館に送る。

十 法隆寺・薬師寺の塔、唐招提寺金堂、興福寺北円堂、栄山寺八角堂、平等院鳳凰堂、東大寺三月堂など貴重な建築は宝物同様に保存し、将来官費で修繕する。

この案も局長段階での合意を得ながら決裁に至らず、このままの形では実現を見なかった。しかし古社寺の窮迫を助け宝物や建物を維持するという方針は具体化し、古社寺保存費が計上されるはこびとなる。

十二年十二月内務・大蔵両卿は太政官に上申し、「従来官国幣社の営繕には国費が支出されているが、その他の古社寺には国費の支出がない。今日において維持の方法を講じなければすべて荒廃し、他日巨万の金を費やしても旧に復しないであろう。大社巨刹は人民の帰向するところで政治上に影響を与える。」との理由をあげ国光を保有する一端として一ヶ年二万円を府県営繕費へ加えることを伺い裁可を得た。文化財保護プロパーの考え方からは必ずしも言いがたいが、これによつてはじめて一般の社寺営繕に対し国費が支出されるようになったのである。明治も十年代に入り漸く伝統的なものへの関心も一般に高まりつつあった。翌十三年からは二万円を府県営繕費に加えるという方法では社寺数に比して効果が少ないという観点から、「古社寺保存費」

として本省経費に計上することとなり、直接社寺へ支給する場合と永世保存資本金として交付し利子で経常的維持等に当たらせる方法とを取っている。この経費は「古社寺保存法」が実施されるまでつづく。その主管は社寺局であるが博物館もこれに参画している。

このほか博物館の取った措置に埋蔵物処理のことがある。明治九年「遺失物取扱規則」が太政官布告として出された。その中に

凡ソ官私ノ地内ニ於テ埋藏ノ物ヲ掘得ル者ハ之ヲ官ニ送り地主ト中分セシム。但主分明ナルモノ及ヒ盜難ニ係ルモノハ此限ニアラス。

とあり、発掘者と地主とに半分ずつ与えるという規定で、古く大宝令乃至養老令の定めるところ（令義解）と同じである。しかし令にはこれに加えて、「古器の形製異なるを得れば悉く官に送り直を酬いよ」という規定がある。布告の翌年内務省は達しを出して、埋蔵物のうち古代の沿革を徴すべきものを保存するため、発掘地と形状を模写を添えて届出させ、必要なものは購入して博物館に陳列することとしている。後に石器時代の遺物については東京帝国大学に送付することと改められるが、この達しが博物館の考古遺物の充実のもととなったのである。

博物館の建設と町田の退任

内山下町の博物館は市街地にあり木造であった。町田は先に述べたように

一日も早く上野公園に本格的な博物館を建てることを念願としていた。



上野公園は明治六年の公園の制にもとづいて全山が東京府の所管となるべきところ、文部省は各科の専門学校(後の東京大学)の建設予定地として、その中央部分(今の東京国立博物館の敷地)や西側一帯を、特に太政官の裁可を得て確保していた。ところが文部省は後にこの計画を変え、専門学校の建設は本郷で行うこととし、上野の地には博物館、図書館、動植物園を建設するという案を立てるに至った。町田としては学校ならともかく、このような計画は、従来からのいきさつもあり絶対に許容し得ぬところであった。結局町田の強い主張が通り、明治九年に文部省所有地と社寺境内地を除く全山が東京府から博物館の所管にうつされ、ついで公園の中央部分が文部省から博物館に移管されるに至った。これは町田の努力や土地の行政を内務省が掌っていたという有利な条件にもよるが、何より内務卿が実力者大久保利通であったこと、また明治十年にここで第一

回の内国勸業博覧会が開かれることがきまり、博覧会跡地を博物館とする方針が立てられたことが幸いしたのである。割譲の際文部省では卿は空席で、文部大丞九鬼隆一が省務を代行していた。後に町田のあとをうけて宝物の保護や近代的博物館の充実に当る九鬼が割譲の当事者であったことは因縁というべきであろう。先に述べたように文部省は止むなく公園の一隅に教育博物館を建てるにとどまったのである。

明治十一年博物館は来朝早々の外国人技師コンドルの設計のもとに、煉瓦造の建物の着工にとりかかる。しかし西南戦争による財政窮乏やインフレのあおりを受け、開館したのは十五年三月であった。動物園も同時に開園した。開館の前年内務省博物館は新設の農商務省に移され、町田は農商務省博物館長となっていたが、上野の新館の開館を待ってその職を辞した。農商務省時代は博物館が宮内省に移される過渡期ともいえるべきもので、省内においても伴食の感があつた。庇護者である大久保は早く明治十二年に兇刃に倒れている。新館開館を機として町田は自分の使命が一段落したという心境にあつたのであろう。このころから仏門に帰する心が強まっていた。

しかしなぜか翌十六年再び博物館の史伝課長となり、十八年に元老院議員に任ぜられるまで格下げの形で勤務している。元老院議員であれば帝国議会の発足とともに貴族院議員に列せられるわけであるが、町田はその前年の二十二年に辞職して仏門に入った。時に年五十二歳であった。史伝課長時代町田は宝物保存のための最後の努力を試みている。十七年彼は内務省社寺局長と協議し、農商務卿・内務卿の連名で太政大臣に「社寺什物保存費」の計上を申し上った。保存のための調査費、目録解説編集費、模写手伝人雇料を積算し、これをもととして永世保存の方法を別途伺いたいとしている。しかし両卿の上申に対し、太政官は「伺ノ趣別途支出ノ儀ハ難聞届候事」と却下している。古社寺保存金の制は建物の維持修理には役立ったが、宝物の保護はこの方法では困難だったため、町田は最後の努力をこころみたが遂に実を結ばなかったのである。この時の伺いでは、宝物を甲乙二類にわけ、甲について登録するという単純な仕分けとなっており、後の指定の制度に近づいている。甲とすべきものは、「歴史ノ欠ヲ補ヒ文物制度風俗ノ沿革ヲ徴スヘキモノ」「美術ノ模範トナルヘキモノ」「工業製作ノ沿革ヲ考フヘキモノ」「由緒伝来ニ就キテ考証アル物品」としており、後の古社寺保存法の考え方のもととなっている。

町田の最後の努力は実らなかったが、彼はこの望みをより若い世代に託し、数年の後その実現を見るのである。博物館局長時代の末年から岡倉覚三(天心)、フェノロサ、ビゲローなどの日本の古美術尊重論者が彼の周辺にあつた。彼等はまた町田とともに近江の園城寺法明院の桜井景徳に学ぶ同門でもあった。町田の素志は岡倉やフェノロサに伝えられ、次の時代に実を結ぶのである。

町田久成から九鬼隆一へ

帝国憲法の発布にそなえて、政府首脳は皇室財産の基礎の確立につとめた。明治十三年にすでに参議大隈重信は、その行政改革の建議の中で、山林の皇室移管と各省の行政組織の改革を述べているが、そのなかで博物館の宮内省移管を提案している。皇室財産確立の一環とするとともに、皇室の学術技芸奨励の資としようとするものである。

宮内省は十年代からその組織を著しく拡充していった。かつて保持の困難から内務省博物館の所管としていた正倉院宝物や法隆寺からの献納宝物も、農商務省時代に宮内省にうつされ、二十年の内閣制度実施の際に博物館は宮内省の所属となった。その管理する上野全山も皇室の御料地となったのである。

宮内省移管の前年、行政整理によって博物館の定員や経費は半減され、宮内省に移されてからもはつきりした所属も示されないままであった。この博物館の経営に積極的に乗り出し、近代的施設としての基礎を確立したのが、図書館頭に就任した九鬼隆一とその下にあって専ら事を進めた岡倉覚三である。九鬼は先にふれたように文部省の最

高責任者として上野公園地の内務省博物館への割譲の衝に当たった人である。

明治五年、町田文部大丞が宝物検査のため関西へ旅立つ直前文部省に入った。爾後文部省の中核にあって田中不二麿を助け学校制度の樹立に当り、十三年には文部少輔（文部次官に当る）となつてゐる。十七年特命全權公使に任ぜられワシントンに駐在、二十一年宮内省図書頭を命ぜられ帰国した。文部省時代から美術界の動向や古美術にも関心を持つており、輩下の岡倉を厚く信任していた。町田の影響下にあった岡倉が十七年ころからフェノロサと関西の古社寺を訪れてゐることはよく知られてゐる。

十九年に岡倉は文部省の美術取調委員として欧米に赴いてゐるが、ドイツでは委員長（専門学務局長）と会し、アメリカでは九鬼と会してゐる。この時フェノロサも宮内省の依頼をうけ同行してゐる。美術行政、美術学校、博物館等について新たな構想がこの間にこれらの人々によって練られたことは疑いがない。

図書頭を命ぜられて帰国した九鬼は、かつて町田のブレインに蜷川がいたように、岡倉をブレインとして、全国の古社寺の宝物調査を開始するとともに、近代博物館としての帝国博物館の創始に全力を傾けるに至る。

二十一年宮内省に臨時全国宝物取調局がおかれた。委員長は九鬼隆一で、委員には文部省の辻次官、内閣書記官

長、かつて町田とともに博物館の創始に当たった元老院議員田中芳男、文部省浜尾専門学務局長、かつて社寺局長として町田の宝物保護策のよき理解者であつた桜井能監（小松宮別当）が任ぜられてゐる。町田の志をうけついで岡倉は取調掛の中心として事業の推進に當つた。

臨時宝物取調局の調査は、明治三十年古社寺保存法が成立するまで十年間にわたつて大規模に行われ、調査した宝物数は実に二十一万点に及んでゐる。その結果「歴史の證徴」「美術（工芸建築を含む）の模範」となるものを、最大至宝以下九等級に分け、それぞれ鑑査状または登録状を交付してゐる。この大調査が後の「古社寺保存法」成立の基礎となつた。町田の念願してやまなかつた組織的調査がここに実現したのである。

この調査を進めるかたわら九鬼は岡倉の助けを得て帝国博物館の創設の構想を練つた。先づ従来の博物館を帝国博物館とし、中央館として内容の近代化を図るとともに、文化財集中地区である京都と奈良に新たに博物館を設置するという構想である。京都、奈良の両館は、経済的困難から宝物を維持しがたくなつてゐる社寺から宝物の寄託をうけ、これを保存し公開するとともに、代償として博物館の観覧料を社寺に給与金として交付して社寺の維持に当らしめ、また寄託した宝物は官費で修理を行うという一石三鳥の方策であ

る。

二十二年帝国博物館官制が公布され、九鬼は帝国博物館総長に任ぜられる。財政的に窮屈な時代でもあり、九鬼は兼任者を各部の責任者にあてる建前を取り、美術部長には美術学校幹事の岡倉をあててゐる。官制の公布を見た京都、奈良の両帝国博物館は直ちに敷地の選定と建築の着工にかかり、奈良は二十八年、京都は三十年に開館する。

帝室の博物館といふことはあつたが、諸事節約の時代に社寺の宝物の保存公開を目的とする両館を一举に建設することに成功した九鬼、岡倉の構想と努力は高く評価されねばならない。両地に博物館を建設することは町田がつとに明治五年に志したものであり、また彼が熱心に唱えた官封措置や共同収蔵庫の案は形を変えてこの両地で実現したのである。

日清戦争は国民の民族的自覚をうながし、二十九年には帝国議会の建議にもとづき内務省に古社寺保存会が設置され、九鬼はその会長として古社寺保存のための法律の制定にあたる。三十年六月、我が国最初の文化財保護立法である「古社寺保存法」が公布された。ちょうど八十年前のことである。

この法律では「歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀」な社寺の建造物、宝物に対し保存金を交付することができ、これを定め、また特に歴史の證徴又は美術の模範となるべきものに対し、特別保護建造物又は国宝の資格を与え

た。この資格を与えられたものは、処分や差押えを禁止するとともに、博物館への出陳を義務づけ、出陳した時には補給金を下附することと定めてゐる。九鬼の構想はここに法制化されたのである。そして町田が明治初年から念願し努力しつづけたものが漸く結実したのである。この法律を見ると、これまで述べて来た町田の案がその基礎となつてゐることが容易に理解できるのである。

町田はあたかも「古社寺保存法」の制定を待つてゐたごとく明治三十年九月六十歳で没した。今年は没後八十年に當つてゐる。今はその名を知る者も少なく、井上馨が首唱し重野安繹の撰にかかる顕彰碑のみが、東京国立博物館の裏門の傍らに訪れる人もなく立っている。

町田の墓は滋賀の園城寺法明院にあり、フェノロサの墓もここにたてられてゐる。
（前ページの写真は、若き日の町田久成。慶応二年頃。）

※

※

※

※